

鹿沼市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
鹿沼市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 39 年鹿沼市条例第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(18) 鹿沼市学校教育施設整備基金

第 2 条中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(18) 鹿沼市学校教育施設整備基金 学校教育施設の整備に必要な財源に充てる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。